

●規程改正の概要

要 旨	緊急時における医療体制の強化を図るための呼出手当創設に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第12号）</p> <p>特殊勤務手当の新設 呼出手当</p> <p>①対象要件 救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行うことを病院長に指定され、正規の勤務時間以外の時間において、勤務部署以外の場所から緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、緊急の手術等の処置に正規の勤務時間以外の時間において1時間以上従事したとき。</p> <p>②支給対象者 医療職給料表適者</p> <p>③支給額 1回につき3,000円（待機1回につき手当1回を限度として支給）</p>
内 容	
施行期日	平成25年10月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程新旧対照表

新	旧
(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
<p>第45条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 防疫等作業手当</li> <li>二 医師診療実験従事手当</li> <li>三 夜間看護手当</li> <li>四 放射線取扱手当</li> <li>五 病院業務従事手当</li> <li>六 分べん手当</li> <li>七 航空手当</li> <li>八 医師派遣手当</li> <li>九 呼出手当</li> </ul>	<p>第45条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。</p> <p>2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 防疫等作業手当</li> <li>二 医師診療実験従事手当</li> <li>三 夜間看護手当</li> <li>四 放射線取扱手当</li> <li>五 病院業務従事手当</li> <li>六 分べん手当</li> <li>七 航空手当</li> <li>八 医師派遣手当</li> <li>九 呼出手当</li> </ul> <p>(呼出手当)</p> <p>第51条の4 呼出手当は、救急医療を行うための呼出しに備えて自宅等において待機を行うことを病院長に指定され、正規の勤務時間以外の時間において、勤務公署以外の場所から緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、緊急の手術等の処置に正規の勤務時間以外の時間において 1 時間以上従事した医療職給料表の適用を受ける職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、その待機1回につき3,000円とする。</p>